

目次

1	はじめに	1
2	いじめ等の定義	3
3	基本理念	4
4	市の責務	4
5	市立学校及び市立学校の教職員の責務	8
6	保護者の責務	14
7	子どもの役割	16
8	市民等の役割	17
9	インターネットによるいじめへの対処	18
10	重大事態への対処（対応）	19
11	基本方針の検証及び見直し	20
12	相談窓口一覧	22

1 はじめに

平成25年11月16日、市内小中学校の代表児童生徒による「いじめのない学校づくり子ども会議」において、児童生徒が、主体的に自らいじめの根絶に取り組む決意を「富士見市いじめのない学校づくり子ども宣言」として発表しました。

本市では、いじめ防止対策推進法の施行を受け、まちづくりの基本精神である「人間尊重宣言」に基づき、学校、家庭、地域が強い意識をもって、いじめの防止等に取り組むため「富士見市いじめ防止条例」を制定しました。

この条例において、市民の力を結集し、子どもが安心して学び、人とつながり、伸び伸びと成長できる豊かな環境を整えるとともに、子どもたちが主体となり、自らの力でいじめ防止に取り組むことを目指すため、条例第10条に基づき「富士見市いじめ防止基本方針」（平成30年3月改定）を定めるものとします。

〈富士見市いじめのない学校づくり子ども宣言〉

小学生宣言

私たちは、全校児童が仲良く楽しく過ごせる学校をつくるために、相手の気持ちを考えた行動を心がけ、いじめのない学校を目指し、以下のことを宣言します。

- 私たちは、いじめをしている人に「遊び半分で相手を傷つけるようなことはしてはいけません。」と注意します。
- 私たちは、いじめられている人に「いつでも相談してね。一人でかかえこまないで。」と声をかけてあげます。
- 私たちは、いじめを見ている人に「見ているのもいじめだよ。いっしょに助けてあげよう。」と言います。
- 私たちは、お父さん、お母さん、先生たちに「子どもの変化に気づいて助けてください。」とお願いします。

私たちは、友だちのいいところを認め合い、いじめがなくなるまで、「いじめはだめだ。」とうったえ続けます。

平成25年11月16日

いじめのない学校づくり子ども宣言実行委員会

中学生宣言

私たちは、一人ひとりの個性を認め合える、いじめのない太陽のような学校をつくるために、以下のことを宣言します。

- 私たちは、いじめをしている人に「相手の気持ちになって、自分の言動を見つめよう。」と声をかけていきます。
- 私たちは、いじめられている人に「一人じゃないから勇気を出して相談してね。」と声をかけていきます。
- 私たちは、いじめを見ている人に「私たちの一言で救われる人がいるからみんなで助け合おうよ。」と声をかけていきます。
- 私たちは、お父さん、お母さん、先生たちに「一人ひとりをちゃんと理解して、良くなかったら注意をしてください。」とお願いします。

私たちは、仲間を大切に、いじめを撲滅する努力をします。

平成25年11月16日

いじめのない学校づくり子ども宣言実行委員会

<富士見市人間尊重宣言>

- 1 からだと心の健康を高めよう。
- 2 自分をたいせつにするとともに他人を尊重しよう。
- 3 個性をよりよく生かし社会のために役だてよう。

昭和41年9月13日

2 いじめ等の定義

定義（条例第2条）

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 子どもに対して、当該子どもが在籍する学校に在籍している等当該子どもと一定の人間関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) いじめの防止等 いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。
- (3) 子ども 次号に規定する学校に在籍する児童及び生徒をいう。
- (4) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- (5) 市立学校 富士見市立学校設置条例（昭和43年条例第31号）に規定する小学校、中学校及び特別支援学校をいう。
- (6) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。
- (7) 市民等 市内に居住し、在勤し、又は在学する者並びに市内で事業活動を行う個人、企業及び団体をいう。
- (8) 関係機関等 警察、児童相談所その他子どものいじめの問題に関係する機関及び団体をいう。
- (9) 重大事態 次のいずれかに該当するに至った事態をいう。
 - ア いじめにより市立学校に在籍する子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められること。
 - イ いじめにより市立学校に在籍する子どもが相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められること。

〈いじめの態様〉

- 冷やかし、からかい、悪口、脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことを書き込みされる。 など

「いじめの防止等のための基本的な方針：文部科学省」より

3 基本理念

基本理念（条例第3条）

- 1 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての子どもに関わる問題であることに鑑み、子どもが尊重し合い、安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての子どもがいじめを行わず、及び他の子どもに対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないようにするため、いじめを絶対に許さないという決意の下、子どもが主体的にいじめの問題を克服することができる力の育成を目指して行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた子どもの生命及び心身の保護を何よりも優先するものとし、市、市立学校、保護者、市民等及び関係機関等が連携し、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

4 市の責務

市の責務（条例第4条）

市は、市立学校、保護者、市民等及び関係機関等と連携し、いじめの防止等のための対策を策定し、及び実施しなければならない。

（1）市長部局の取組み

〈組織の設置〉 所管：子ども未来部・子育て支援課

①『富士見市いじめ問題対策連絡協議会』（条例第12条第1項）

（P.13【いじめ問題関係組織図】参照）

いじめの防止等に関係する機関及び団体が互いに連携を図り、いじめの防止等の対策を推進するため、学校、教育委員会、関係機関・団体等の関係者による『富士見市いじめ問題対策連絡協議会』を設置します。

②『富士見市いじめ調査委員会』（条例第14条）

（P.13【いじめ問題関係組織図】参照）

市長の諮問に応じ、『富士見市いじめのない学校づくり委員会』又は、各学校設置の『学校いじめ防止対策委員会』が行った重大事態の調査について、更に必要があるときは調査・審議する機関として『富士見市いじめ調査委員会』を設置します。

〈いじめの防止等の対策〉

①いじめ防止条例の周知

いじめ防止条例について広報・ホームページなどで掲載し、市全体でいじめの防止等に取り組むという機運を盛り上げていきます。また、いじめの防止等のためのポスターを作成、掲示したり、パンフレットを配布したりすることで、市民への周知拡大を図ります。

②いじめ防止サポーター制度

市が、事業所及び団体を『いじめ防止サポーター』（いじめ防止協力者）として認定し、地域でのいじめの防止等の取組みを進めます。

③「子ども未来応援センター」相談窓口の設置

子どもに関する『何でも相談窓口』を設置し、いじめに関する相談について、関係機関等と連携を図ります。

④家庭児童相談室の相談体制の充実

家庭児童相談室（障がい福祉課内）において、いじめに関する相談や情報提供ができる体制を充実させるとともに、必要に応じて関係機関等と連携を図ります。

(2) 教育委員会の取組み

〈組織の設置〉 所管：学校教育課

①『富士見市いじめのない学校づくり委員会』（条例第12条第3項）

（P.13【いじめ問題関係組織図】参照）

市や市立学校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応への取組みや、基本方針の内容の点検及び見直しについて、また、重大事態が発生した場合には、その事実関係について調査・審議するため、教育委員会に『富士見市いじめのない学校づくり委員会』を設置します。

〈いじめの防止等の対策〉

①いじめのない学校づくり子ども会議の開催

いじめの防止に対し、各市立小中学校で、子どもが主体的に取り組んでいる活動の紹介や、その成果と課題及び課題の具体的な解決策について、子どもたちが主体的に話し合う会議です。年1回、11月の埼玉県いじめ撲滅強調月間に、市立小中学校の代表児童生徒が集まり、意見を交わします。

②ピア・サポート活動の導入

子どもたちが互いを思いやり、支え合う実践活動であるピア・サポート活動に取り組む、子どもたちが豊かで、健やかな人間関係を築けるようにしていきます。

③いじめの防止等における教職員の資質向上

○生徒指導主任研修会の開催

市立学校の生徒指導主任が、学校間の連携を密にし、児童生徒の問題行動等の防止に向け、共通理解・共通行動等で臨むための協議をとおり、市全体の生徒指導体制の充実を図ります。

○いじめ防止対策推進委員会の開催

市立学校の生徒指導主任等が、いじめの防止等に向けた各学校の取組み及び子どもが主体となる活動の情報交換を行います。また、各学校間の連携・協力体制を確認することで、市全体のいじめの防止等の充実を図ります。

○学校教育相談・不登校対応委員会の開催

子どもや保護者との相談活動の見直し及び校内教育相談・不登校対応体制の整備に努めます。また、教育相談室と連携・協力し、相談技術の向上を図ります。

④道徳教育及び特別活動の充実

子どもの自己肯定感を高め、互いの人格を尊重し合える態度の育成を図るために、富士見市独自の道徳教材の活用や道徳教育及び特別の教科道徳の充実、教育相談室を中心とするピア・サポート活動を各市立学校との連携により推進します。

⑤市教育相談室を中心とした教育相談の充実

SC（スクールカウンセラー）、SSW（スクールソーシャルワーカー）等を活用するとともに、学校教育課、教育相談室、家庭児童相談室（障がい福祉課内）、市立学校及び関係機関等との連携を、教育相談室を中心として強化することにより、児童生徒、保護者、市民等のいじめに対する教育相談体制を築きます。また、その周知に努めることで、教育相談の充実を目指します。

⑥「学校いじめ防止基本方針」によるいじめの防止等の推進

各市立学校の学校いじめ防止基本方針による、いじめの防止等の取組みを実行する上での課題について、学校訪問や生徒指導訪問、各市立学校の研修会等において、学校教育課、教育相談室の指導主事等が具体的、実践的な指導・支援を行います。

⑦学校・保護者・地域との連携の推進

いじめの防止等に係る取組について、市教育委員会発行の広報紙やいじめのない学校づくり子ども会議のリーフレットを作成し、保護者や地域、関係機関等に発信します。また、就学時や各年度初めの保護者会等で子どもとの関わり方やコミュニケーションのとり方についての学習会を開催します。

⑧子どもと向き合う時間の確保

事務処理の効率化や市教委主催の研修の整理・精選、部活動の適切な活動時間や休養日の設定、外部指導者の活用等、教員の負担軽減を図り、チーム学校として、児童生徒が担任のみならず、担任以外の教員にも相談できる体制づくりを推進します。

5 市立学校及び市立学校の教職員の責務

市立学校及び市立学校の教職員の責務（条例第5条）

- 1 市立学校及び市立学校の教職員は、当該学校に在籍する子どもの保護者、市民等及び関係機関等と連携を図りつつ、いじめの防止及び早期発見に取り組まなければならない。
- 2 市立学校及び市立学校の教職員は、当該学校に在籍する子どもがいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処しなければならない。
- 3 市立学校及び市立学校の教職員は、当該学校に在籍する子ども及びその保護者が安心して相談することができる環境を整えなければならない。

（1）いじめの防止

①「学校いじめ防止基本方針」の作成

「富士見市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見、早期対応などについて具体的、実践的な対策を講じるために、自校の実情に応じて、「学校いじめ防止基本方針」を定めます。

②「学校いじめ防止対策委員会」の設置（P.13【いじめ問題関係組織図】参照）

「学校いじめ防止基本方針」を実践するため、教職員、必要に応じては、心理や福祉等に関する知識を有する者、また、その他の関係者により組織される、「学校いじめ防止対策委員会」を各市立学校に設置します。

③教育活動を通じた心の教育の充実

年間指導計画にいじめの防止等に係る活動等を位置付け、「彩の国生徒指導ハンドブック」や富士見市独自の道徳教材の活用、ピア・サポート活動の充実を図るとともに、実例を示しながら、実践的な活動を通して、相手を思いやり、互いに認め合える豊かな心の育成に努めます。

④いじめ問題等への対策に向けた研修の実施

年に複数回、いじめ問題に関する研修会を実施し、全教職員が共通理解・共通行動のもと、組織的にいじめの防止等に取り組む体制を構築できるよう、教職員の資質向上及び指導體制の充実を図ります。

⑤保護者・地域への情報発信

「学校いじめ防止基本方針」について、学校便りやホームページへの掲載、学校説明会や保護者会等で地域や保護者に周知するとともに、子どもの様子や学校の教育活動を家庭や地域に発信し、学校・家庭・地域が連携して、いじめの防止に取り組めます。

⑥関係機関との連携体制の構築

市立学校では、「学校いじめ防止対策委員会」を中心に、市内外の学校、警察、児童相談所、医療機関、法務局等との適切な連携体制を構築します。

⑦子どもと向き合う時間の確保

校務分掌の見直しや研修の整理・精選、教材や指導案の共有化、部活動の適切な活動時間や休養日の設定、外部指導者の活用等、教員の負担軽減を図り、チーム学校として、児童生徒が担任のみならず、担任以外の教員にも相談できる体制づくりを推進します。

⑧学校評価への位置づけ

「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組みの実施状況を評価項目に位置づけ、その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめ防止等のための取組みの改善を図ります。

⑨東日本大震災により被災した児童生徒または原子力発電所事故により避難している児童生徒への配慮

被災児童生徒が受けた心身への影響や慣れない環境への不安等を理解し、教育相談室や関係機関と連携し、適切なケアを行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組みます。

⑩その他、特に配慮が必要な児童生徒への対応

(発達障がい、外国籍の子ども、性同一性障がい等)

特に配慮が必要な児童生徒について、特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行います。

(2) いじめの早期発見

①教育相談体制の充実

市立学校では、教育相談主任を中心とした組織的な教育相談体制を整備し、教育委員会（学校教育課、教育相談室）、家庭児童相談室（障がい福祉課）、関係機関等との連携を図るとともに、ピア・サポートの考え方を取り入れたり、市立の中学校に配置されているふれあい相談員を中学校区にある小学校でも有効に活用したりすることで、教育相談体制を充実します。

また、教育委員会（学校教育課、教育相談室）、家庭児童相談室（障がい福祉課）、関係機関等との連携を図り、些細なことでも相談できる体制づくりを推進します。

②「学校いじめ防止対策委員会」による取組み

市立学校では、「学校いじめ防止対策委員会」を中心に、以下のことに取り組みます。

- けんかやふざけ合いと思えるものであっても、子どもの些細なサインも見逃さないよう、教職員の共通理解・共通行動のもと、全教職員でいじめの早期発見のために組織的に取り組みます。
- 年複数回、いじめの実態が把握できる調査（アンケート等）や個人面談を実施し、いじめの現状を把握するとともに、その結果をもとに、いじめの防止に向けた適切な対応に取り組み、次回の調査や面談においてその成果を検証します。
- 教職員が、子ども一人ひとりについて情報の共有を図り、組織的に適切な指導をします。

(3) いじめの解決に向けた対処

①子どもの安全の確保

いじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもを第一に守ります。

また、自校の「いじめ防止対策委員会」において、組織的に事実の確認を行い、適切な指導を行うとともに、事案に応じて、教育委員会及び関係機関等と連携を図り、適切に対処します。

さらに、いじめを行った子どもに対する成長支援の観点から、いじめを行った子どもが抱える問題を解決するための支援に努めます。

②保護者への対応

家庭への連絡、相談、報告を密に行い、信頼関係を築きます。

また、いじめを受けた子どもの保護者といじめを行った子どもの保護者への対応には真摯に取り組むとともに、丁寧に対応していきます。

③他校との連携

他校の子どもとのいじめに係る問題について相談や通報を受けた場合には、事実の確認を行い、その結果を当該学校に連絡するとともに、共通認識（理解）のもと、連携・協力を密にして早期解決に向け対処します。

(4) 家庭や地域との連携

P T Aや地域の関係団体等と学校が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営支援者協議会を活用したりするなど、いじめの問題について家庭・地域と連携した対策を推進します。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるように、学校と家庭・地域が組織的に連携・協働する体制を構築します。

(5) 関係機関との連携

学校や教育委員会において、教育上必要な指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、警察、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関等との適切な連携体制を構築します。

*いじめの解消とは

「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

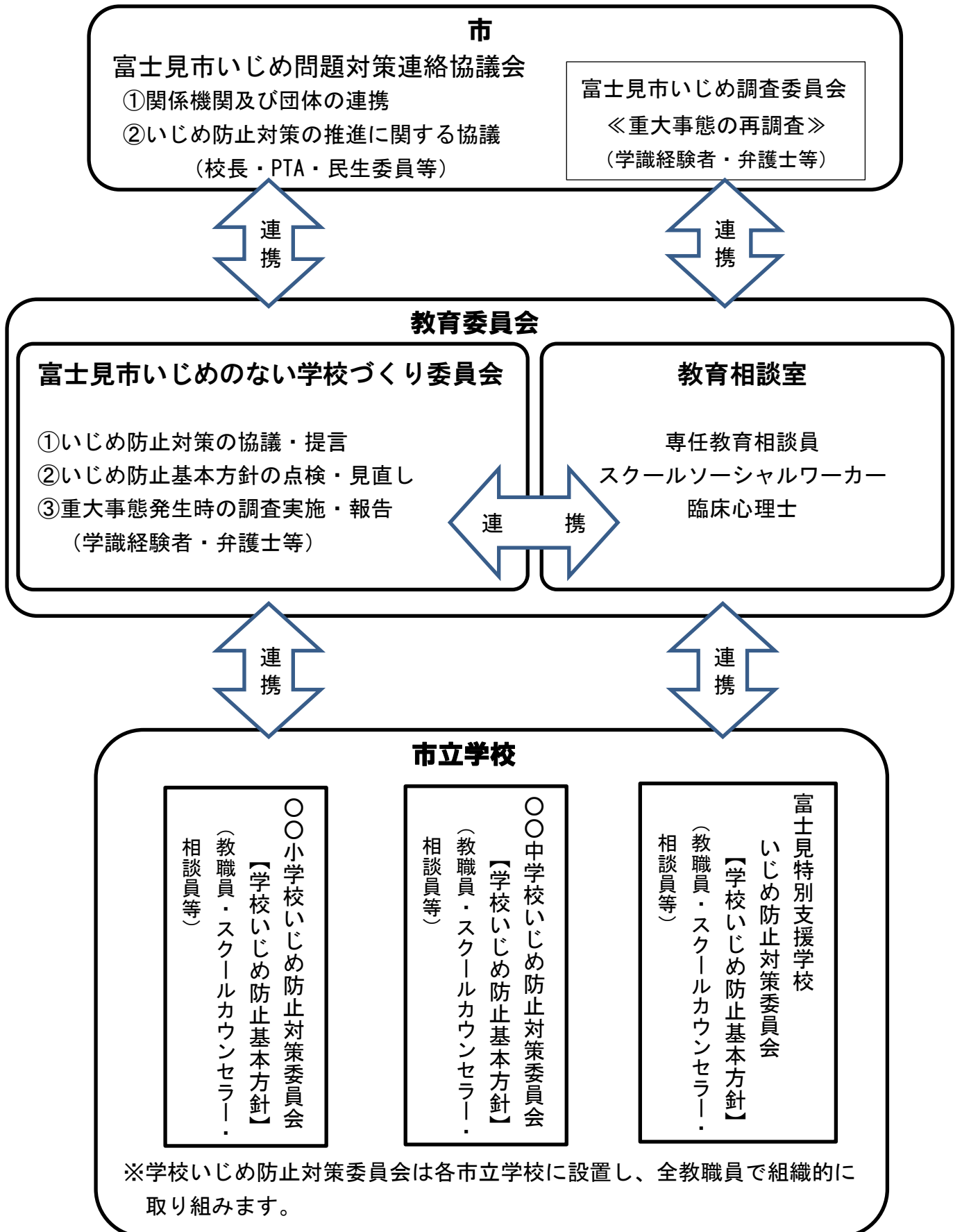
①いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じてないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

【いじめ問題関係組織図】



6 保護者の責務

保護者の責務（条例第6条）

- 1 保護者は、子どもの教育に第一義的な責任があることを認識し、子どもに対し、いじめは許されない行為であることを理解させるよう努めなければならない。
- 2 保護者は、子どもがいじめを受けていると思われるときは、適切にいじめから保護しなければならない。
- 3 保護者は、市、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための対策に協力するよう努めなければならない。

（1）いじめの防止

①子どもの心を育てる

子どもに、人の心身を傷つける行為であるいじめは、決して許されない行為であることを理解させるとともに、いじめをしない、させない、見て見ぬふりをしないことを教えます。

また、人にはそれぞれに個性とよさのあることを教えるとともに、互いに思いやり、支え合い、助け合うことの大切さも教えます。

②子どもとの絆を深める

子どもを認め、褒め、励ますなど、あたたかい言葉をかけ、子どもの自己肯定感を高めるとともに、子どもの人権を尊重することで、子どもとの絆を深めます。

③子どもを見守る

学校、保護者、地域における人間関係を築き、子どもの実態や様々な情報を共有することで、子どもたちの健やかな成長を見守ります。

④いじめの防止等に対する対策への協力

市のいじめの防止等の対策や各学校が推進するいじめの防止等に対する取組みに対して、その活動を理解し、協力します。

（2）いじめの早期発見

①子どもの些細な変化に気づく

子どもが、いじめの問題を自分から打ち明けることの苦しみや辛さを理解し、子どもの表情や言動など、些細な変化を見逃さないように努めます。

〈いじめ早期発見チェックリスト〉

- 布団からなかなか出てこない。
- 理由のはっきりしない服の汚れ、破れやボタンのほつれがある。
- あざや擦り傷があってもその理由を言わない。
- 持ち物や自転車等が壊されている。
- 学校の話をしなくなる。
- 早朝や夜、外出することが多い。
- プリント等が破られている。
- 道具や持ち物に落書きがある。
- 一人でいることが多い。
- お金の使い方が荒くなり、無断で持ち出すようになる。
- 部屋にある持ち物や学用品がなくなっていく。
- 買い与えた覚えのない品物を持っている。
- メールをこそこそ見る。
- 鳴っている携帯電話にも出たがらない。
- 家族と話をしなくなる。
- 食欲がない。

以上のような気になることがある場合は、些細なことでもすぐに学校に相談します。

（３）いじめの解決に向けた対処

①子どもを保護する

学校の内外を問わず、子どもがいじめを受けたと思われる場合、どんなことがあろうと、子どもをいじめから保護するとともに、学校や関係機関等と連携・協力し、早急にいじめの解決に努めます。

②子どもと向き合うことを大切にする

子どもが、自分の言葉でいじめの問題に係る苦しみや悲しみを打ち明けることができるよう、子どもと向き合うとともに、子どもに寄り添い、子どもが安心して話のできる親子関係を築くよう努めます。

7 子どもの役割

子どもの役割（条例第7条）

子どもは、互いの違いを認め、思いやり、及び支え合うよう努めるものとする。

①「人間尊重宣言」に基づく人間関係づくりに努める

互いの違いを理解し、認め合うとともに、互いを思いやり、支え合い、尊重することのできる健全な人間関係づくりに努めます。

②「富士見市いじめのない学校づくり子ども宣言」を実践する

「富士見市いじめのない学校づくり子ども宣言」を、一人一人が大切にし、自分の身の回りにいじめがあると思われるときは、いじめをやめさせるように行動します。または、保護者、教職員等身近な大人に相談することで、そのいじめの解決を目指します。

③学校等が行ういじめ防止等の活動に積極的に取り組む

学校が実践するいじめの防止等の活動に意欲的に取り組み、いじめのない、明るく、楽しい学校づくりに努めます。また、市や地域が実施するいじめの防止等の活動や諸行事に積極的に参加します。

8 市民等の役割

市民等の役割（条例第8条）

- 1 市民等は、地域において子どもに対する見守り、声かけ等を行い、子どもが安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。
- 2 市民等は、いじめを発見した場合又はいじめの疑いがあると認めた場合には、市、学校又は関係機関等に情報を提供するよう努めるものとする。
- 3 市民等は、市、学校又は関係機関等が行ういじめの防止等のための対策に協力するよう努めるものとする。

①子どもを見守る

子どもとのふれあいや交流をとおして子どもに関心を持ち、子どもの表情や言動を見守ります。また、気になることがあれば、声かけをしたり、学校等へ連絡したりします。

②情報の提供

いじめが心配されるような状況を見かけたときは、学校等に連絡します。

③いじめの防止等の対策に協力

市や学校、関係機関等が行ういじめの防止等に対する行事やイベント等に関心をもち、協力します。

9 インターネットによるいじめへの対処

(1) 市の取組み

- ①インターネットによるいじめに係る実践的な研修会を教職員に対して計画的に行います。
- ②市立学校が、保護者に対し、入学説明会や保護者会等を通じて、「ネットいじめ」や「ネットトラブル」の防止に関する啓発活動を実施するよう指導します。
- ③市立学校と連携し、携帯電話及びスマートフォン等の使用における実態調査を行い、結果及び課題等を保護者や市民に情報提供します。
- ④市立学校や家庭と連携し、携帯電話及びスマートフォン等の使用についてのルールづくりを行います。
- ⑤ネット上の不適切な書き込み等について、状況に応じて法務局や警察等に協力を求め、直ちに削除する措置を講じ、被害の拡大を防ぎます。

(2) 市立学校の取組み

- ①県教育委員会または市教育委員会が行う、携帯電話及びスマートフォン等に係る実態調査の結果を踏まえ、子ども、保護者の視点に立つ実践的な指導を行うための研修会を実施します。
- ②インターネットによるいじめを防止するため、啓発活動を計画的に実施するとともに、子どもの情報モラルの向上を目指す教育活動を意図的、継続的に実施します。
- ③「ネットいじめ」や「ネットトラブル」の防止において、非行防止教室を有効的に活用します。

(3) 保護者の取組み

- ①親子でインターネット等の使い方について話し合い、家庭でのルールづくりに努めます。
- ②加害者、被害者にならないために、情報モラルについて話し合います。
- ③インターネットを通じていじめを受けた場合は、いじめに係る情報の削除等を求めるため、学校、警察等と連携を図ります。

(4) 子どもの取組み

- ①インターネットの使用に関するルールづくりを行います。

10 重大事態への対処（対応）

重大事態への対処（条例第13条）

- 1 教育委員会又は市立学校は、重大事態が発生した場合には、当該重大事態に対処するとともに、当該重大事態に係る事実関係を明らかにするため、教育委員会が調査を行う場合にあっては学校づくり委員会において、市立学校が調査を行う場合にあっては法第22条の規定により設置された組織において調査を行うものとする。
- 2 前項の規定による調査が行われたときは、その結果を、教育委員会が行った場合にあっては市長に、市立学校が行った場合にあっては教育委員会を通じて市長に報告するものとする。

調査の結果報告（条例第15条）

市長は、前条第1項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

調査の結果を踏まえた措置等（条例第16条）

市長及び教育委員会は、第14条第1項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずるものとする。

（1）重大事態の意味（文部科学省『いじめ防止基本方針』より）

①『生命、心身又は財産に重大な被害』とは

- 児童等が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 など

②『相当の期間学校を欠席』とは

- 不登校の定義にあわせ年間30日を目安としているが、30日に達していなくても一定期間、連続して欠席している場合

③その他

- 子どもや保護者から、重大事態に準ずると申し立てがあった場合

(2) 重大事態への対応 (P. 21【重大事態発生時の対応】参照)

重大事態が発生した場合には、市、教育委員会、市立学校及び市立学校の教職員は、事実と真摯に向き合い、いじめ防止条例に基づき適切に対処するとともに、以下のとおり対応します。

①市長への報告

重大事態が発生した時には、市立学校は教育委員会を通じて、また、教育委員会は、市長に報告しなければなりません。

②重大事態の調査

教育委員会は、いじめを受けた子どもの保護者の意向を尊重し、「富士見市いじめのない学校づくり委員会」、各市立学校における「学校いじめ防止対策委員会」のどちらがその事案の調査を行うかを決定し、重大事態に係る事実関係を明確にします。その際、当該調査に係る子ども及びその保護者に、事実関係等、必要な情報を適切に提供し説明します。また、各市立学校の「学校いじめ防止対策委員会」が重大事態に係わる調査等を行う場合は、教育委員会の指導及び助言を受けて行います。

③調査結果の報告

「富士見市いじめのない学校づくり委員会」または各市立学校の「学校いじめ防止対策委員会」は、いじめを受けた子どもやその保護者に適時、適切な方法で経過報告をするとともに、調査結果について説明します。ただし、子どものプライバシーなど、個人情報に十分配慮します。また、調査結果については市長に報告します。

④市の再調査

報告を受けた市長は、当該重大事態への対応または同種の事態の発生防止のため、必要があると認める場合には、「富士見市いじめのない学校づくり委員会」または各市立学校の「学校いじめ防止対策委員会」の調査結果について、「富士見市いじめ調査委員会」を設け、再調査を指示することができます。

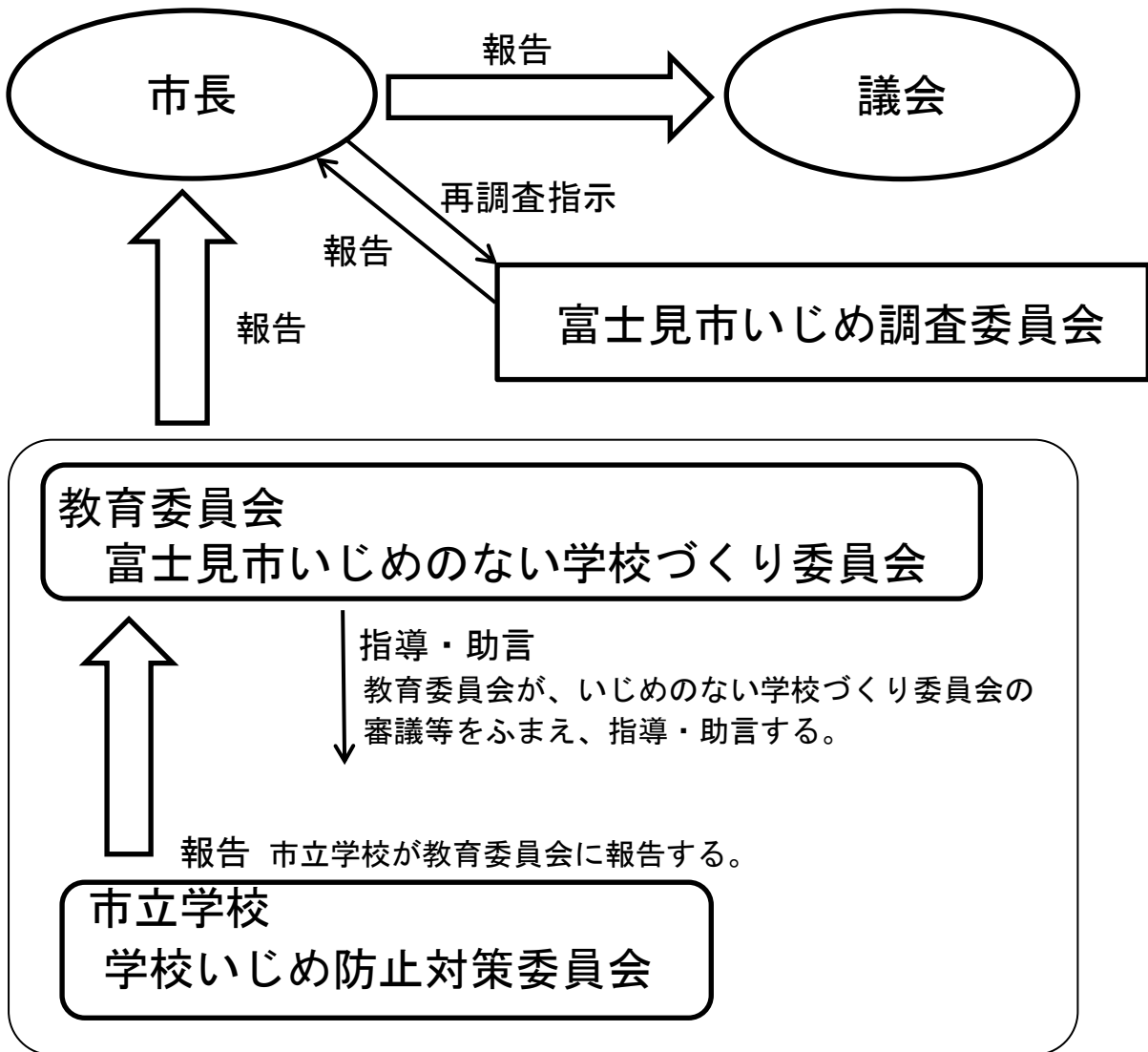
1.1 基本方針の検証及び見直し

市は、「富士見市いじめ防止基本方針」に定めるいじめ防止等の取組が実効的に機能しているか、「富士見市いじめのない学校づくり委員会」においていじめの実態等の公表を行い、「富士見市いじめ防止基本方針」及び各市立学校の「学校いじめ防止基本方針」を検証し、必要に応じて見直します。

重大事態発生時の対応


重大事態とは、

1. 心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 (児童生徒が自殺を企図した場合・身体に重大な傷害を負った場合・金品等に重大な被害を被った場合・精神性の疾患を発症した場合)
2. いじめを理由に、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき



※重大事態発生時は、『富士見市いじめのない学校づくり委員会』、もしくは『学校いじめ防止対策委員会』が事実関係の調査を行い、関係する子ども・保護者に適時、適切に調査結果を報告します。

12 相談窓口一覧

- 富士見市教育委員会 学校教育課 電話 049-251-2711
(内線623)
- 富士見市教育相談室 電話 049-253-5313
(月～金 9:00～17:00 祝日・祭日を除く)
(土 9:00～12:00 祝日・祭日を除く)
- 家庭児童相談室 障がい福祉課 電話 049-252-7106
- よい子の電話教育相談【毎日24時間対応】 埼玉県立総合教育センター
電話(子ども用) 0120-86-3192 (保護者用) 048-556-0874
Eメール相談 soudan@spec.ed.jp FAX相談 0120-81-3192
- いじめメール相談フォーム【県内の小・中・高校生の「いじめ」相談】
「埼玉いじめメール相談」で検索。または、
<http://pref.saitama.lg.jp/page/ijime-soudan-form.html>
- 
- 文部科学省「24時間子供SOSダイヤル」 電話 0120-0-78310
- 埼玉県警察少年サポートセンター 電話 048-865-4152
(月～土 8:30～17:15)
ヤングテレホンコーナー 電話 048-861-1152
(月～土 8:30～17:15)
少年サポートセンター西分室川越相談室 電話 049-239-6598
(月～金 9:00～16:00)
- 川越児童相談所 電話 049-223-4152
所沢児童相談所 電話 04-2992-4152
(月～金 8:30～18:15 土・日・祝日・年末年始を除く)
- 子どもスマイルネット 電話 048-822-7007
(毎日 10:30～18:00 祝日・年末年始を除く)
- 子どもの人権110番 電話 0120-007-110
(月～金 8:30～17:15 祝日・年末年始を除く)
- さいたまチャイルドライン 電話 0120-99-7777
(毎日 16:00～21:00 年末年始を除く)
- 埼玉いのちの電話(18歳未満の子供専用) 電話 048-640-6400
(金・土 15:00～21:30)
- 財) 日本データ通信協会迷惑メール相談センター <http://www.dekyo.or.jp/soudan>